

市営住宅入居要領

1 申込資格

市営住宅の申込は次の要件を全て満たした方が対象となります。

(1) 現に同居し、または同居しようとする親族（3ヵ月以内に入籍する婚約者を含む）がある者。

下記「**2 単身入居者について**」に該当する場合は単身でも申込が可能です。

(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者。

持ち家がないことなどが条件となります。

(3) 法令で定める収入基準内である者。

収入額は別紙【収入額計算式】の計算方法によって算出します。収入基準は、**一般世帯**と**裁量世帯**（※）で異なります。

・**一般世帯**の申込可能収入基準 → 算出された収入月額が**158,000円**以下

・**裁量世帯**の申込可能収入基準 → 算出された収入月額が**214,000円**以下

※) 裁量世帯とは次のいずれかに該当する世帯をいいます。

・入居申込者が60歳以上で、かつ同居者すべて60歳以上または18歳未満の世帯

・本人または同居者が障がい者4級以上の世帯

・中学校卒業までの子がいる世帯

(4) 地方税の滞納がない者。

(5) 暴力団員でない者。

2 単身入居者について

次のいずれかに該当する方は単身での申し込みが可能です。

(1) 60歳以上の生計を1人で営むことができる者

高齢者（65歳以上）の場合自活調書が必要となります。

(2) 障がい者（身体障害者手帳1～4級、精神障害者手帳1～3級、療育手帳の交付を受け得る程度）

ただし、身体上または精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められる者にあつては、入居できません。

(3) 戦傷病者

(4) 原爆被爆者

(5) 生活保護法による被保護者

(6) 海外からの引揚者

(7) ハンセン病療養所入居者

(8) 配偶者からの暴力被害者

(9) 住宅を自力で確保することが困難であると市長が特に認める者

3 入居の選考について

入居の選考は、「抽選選考」により行いますが、障がい者・母子世帯向け等利用目的を限定した住戸の選考では、抽選によらない「評価選考」で行われる場合があります。また、次のいずれかに該当する場合は優先入居対象者となり、抽選回数が優遇されます。

[抽選選考における優先入居対象者]

- (1) 生活保護法に基づく被保護者世帯
- (2) 障がい者世帯（身体障害者手帳1～4級、精神障害者保健福祉手帳1～2級、療育手帳A1～B1級、戦傷病者手帳特別項症から第1款症に該当する方がいる世帯）
- (3) 母子または父子世帯
- (4) 老人世帯（入居申込者が60歳以上、かつ同居者全員が60歳以上18歳未満または（2）と同程度の障がい者等の世帯）
- (5) 海外からの引揚者世帯、中国残留邦人世帯
- (6) 多子世帯（同居者に18歳未満の者が3人以上いる世帯）
- (7) 子育て世帯（同居者に中学校卒業までの子のいる世帯）
- (8) 配偶者からの暴力被害者（DV被害者）世帯、犯罪等被害者世帯等

4 抽選について

- (1) 公開抽選により入居者を決定します（代理出席可）。欠席の場合は辞退と判断します。
- (2) 抽選の順番は、申込受付順とし、抽選機で抽選を行います。
- (3) 抽選回数は、一般の方は1回、優先入居対象者は2回とし、抽選機から出た玉に記載された番号の小さい方を当選とします。
- (4) 募集团地の居室が複数の場合、当選番号の小さい当選者から居室を選んでもらいます。
- (5) 当選者には、抽選会終了後、入居手続きや提出書類等について説明を行います。

5 入居決定後

- (1) 入居時に家賃の3ヵ月分の敷金が必要となります。退去時に修繕費等を除いた額を還付します。
- (2) 入居時には次のすべての要件を満たす連帯保証人が1人必要となります。

- ① 長野県内に居住されている方
- ② 入居名義人の3親等以内の親族の方
- ③ 独立した生計を営み、前年の所得がおおむね100万円以上ある方
- ④ 公営住宅の入居者でない方

①～④の要件を1つでも満たしていない場合は、連帯保証人が2人必要となります。その場合であっても、2人とも県外居住者であったり（親族は除く）、2人とも所得がおおむね100万円以下、また2人とも公営住宅の入居者の場合は認められません。

6 その他

母子世帯（こども課）、生活保護者・障がい者（社会福祉課）等については、別途調整が必要な場合があります。詳細につきましては、諏訪市役所都市計画課建築住宅係（電話0266-52-4141：内線267）までお問い合わせください。